

全員協議会で町の報告を確認

1. 有識者懇談会からの提言

施設使用料のあり方

町の施設を利用した場合、受益者負担の原則により、経費の一部を使用料として町民は負担しているが、長年にわたってその額が据え置かれているものも少なくない。

社会経済状況の変化や、利用する人と利用しない人との均衡などを考慮すると適正な使用料の見直しが必要である。

使用料を見直すにあたっては、その根拠を十分に検討し、町として明確な基準と適切な判断を行うものとする。施設使用料の改正時期は未定である。

今回見直し対象となる施設

1. 社会教育センター
2. 豊山グランド
3. スポーツ施設（豊山グランド以外）
4. 学校体育施設の開放（照明設備）



2. 「平安の里」完成のため下表のとおり建設費の精算がされた

(単位:円)

	全体の元金	全体の利息 0.79%	合計	2市1町の補助金額内訳		
				清須市	北名古屋市	豊山町
				39.24%	44.11%	16.65%
当初	675,000,000	29,690,566	704,690,566	276,520,581	310,839,005	117,330,980
変更後	652,750,000	28,711,878	681,461,878	267,405,641	300,592,834	113,463,403
差額	△22,250,000	△978,688	△23,228,688	△9,114,940	△10,246,171	△3,867,577

豊山町の差額3,867,577円は、平成32年度までで精算

変更後の年度別補助金額

(単位:円)

年度	当初	減額分	変更後
23,24	11,732,837	0	11,732,837
25~31	11,732,837	△483,447	11,249,390
32	11,735,447	△483,448	11,251,999
合計	117,330,980	△3,867,577	113,463,403

